

# 海外サプライチェーン多元化支援事業 概要説明資料

1.0版

令和3年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局

この概要は、今後予定している第5回公募に際してのおおよその概要をとりまとめた資料となりますので、事業内容の変更に伴って改訂されることがあります。  
最新情報については、実際の応募の際には、公募開始時の公募要領等の関係資料をご確認いただくようお願いいたします。

- 1. 事業目的、補助対象要件**
- 2. 予算額、補助額、補助率**
- 3. 中小企業の範囲**
- 4. 補助対象経費**
- 5. 補助金支払までのプロセス、フォローアップ**
- 6. 留意事項**
- 7. 採択事例**
- 8. お問い合わせ先**

# 1-1. 事業目的、補助対象要件

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産拠点の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的としております。
- ASEAN等の海外子会社等で設備導入を行う日本に拠点及び法人格を持つ民間事業者を対象とします。申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択決定を行います。

## 主な補助対象要件

### 1. 日ASEANサプライチェーン強靱化に貢献する事業であること

製造する製品・部素材の国際的な生産集中度及び自社における生産集中度を低減し、ASEAN等での海外生産拠点の多元化等を行うことなどにより、日ASEANサプライチェーンの強靱化を行うもの（詳しくはP14～16をご覧ください。）

### 2. ASEAN等における事業実施法人（海外子会社※1または海外孫会社※2）で実施する事業計画であること

※1 海外子会社：日本側出資比率10%以上

※2 海外孫会社：日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超

### 3. 製造する製品・部素材がサプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要なものであること

①生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材

②国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材（詳しくはP 3をご覧ください。）

### 4. 製造する製品・部素材の海外生産割合が50%以上であること、また、一国への集中度が15%以上であること。

（詳しくはP4、5をご覧ください。）

## 1－2. 補助対象要件（対象となる製品・部素材）

- 製造する製品・部素材が以下に該当する、又は以下に該当する製品・部素材のサプライチェーンに属するなど、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要なものであることが必要です。
- 「2. 国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材」については、記載された製品のみが対象となります。

### 対象となる製品・部素材の明確化

| 分類                                            | 主な例                                                           |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1. 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材 | 半導体関連、自動車関連部品、航空機関連部品、機能性素材、金属部素材、ディスプレイ、高効率ガスタービン部品、定置用蓄電池 等 |
| 2. 国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材                     | ワクチン用注射針・シリンジ、医療用ゴム手袋                                         |

# 1－3.補助対象要件（海外生産割合の算定方法について）

- 製造する製品・部素材については、海外生産割合（国内市場規模等に占める海外からの輸入額の割合）が50%以上であることが、申請時の要件となります。
- 申請の際、これらの算出方法、根拠となるデータ（各種統計・業界データ・調査報告等）を提出する必要があります。

## 留意点

- 当該製品等の海外からの輸入額を、①国内市場規模、②国内流通額、③海外輸入額と輸出額の差分と国内生産額の合計値、のいずれかで割った値で算出。（輸入額・生産額等について金額で示せない場合については数量、重量等での記載も可。）
- 数字の単位（金額、数量、重量等）を明記すること。計算過程で用いた数字の出典を明記すること。また出典の文献等をエビデンスとして添付すること。

## 算定方法（例）

当該製品の海外からの輸入額：600,000（百万円）

当該製品の日本からの輸出額：57,000（百万円）

国内生産額は200,000（百万円）

海外生産割合＝海外輸入額÷ {（海外輸入額－輸出額）＋国内生産額} なので、

$600,000 \div \{ (600,000 - 57,000) + 200,000 \} = 0.80753\dots$  よって、海外生産割合は80.75%≥50%

## 根拠データ（例）

財務省貿易統計／経済産業省生産動態統計年報／業界団体（一般社団法人〇〇会等）による公表資料  
調査会社等による公表資料／独立行政法人〇〇による公表資料 など

## 1－4.補助対象要件（一国集中度の算定方法について）

- 製造する製品・部素材については、一国への集中度（国内市場規模等に占める最大輸入国からの輸入額の割合）が15%以上であることが、申請時の要件となります。
- 申請の際、これらの算出方法、根拠となるデータ（各種統計・業界データ・調査報告等）を提出する必要があります。

### 留意点

- 当該製品等についての最大の輸入国からの輸入額を、①国内市場規模、②国内流通額、③海外輸入額と輸出額の差分と国内生産額の合計値、のいずれかで割った値で算出。（輸入額・生産額等について金額で示せない場合については数量、重量等での記載も可。）
- 数字の単位（金額、数量、重量等）を明記すること。計算過程で用いた数字の出典を明記すること。また出典の文献等をエビデンスとして添付すること。

### 算定方法（例）

当該製品等についての最大の輸入国からの輸入額：35,000（百万円）

国内流通額：150,000（百万円）

海外生産割合＝最大の輸入国からの輸入額÷国内流通額 なので、

$35,000 \div 150,000 = 0.23333.....$

よって、海外生産割合は23.33%≥15%

### 根拠データ（例）

財務省貿易統計／経済産業省生産動態統計年報／業界団体（一般社団法人〇〇会等）による公表資料  
調査会社等による公表資料／独立行政法人〇〇による公表資料 など

## 2-1. 予算額、補助額、補助率

- 本事業は、令和2年度第3次補正予算で、116.7億円が計上されております。
- 補助金交付希望額は、15億円が上限となります。
- 補助率は、※企業規模別の補助率に、※補助率調整指数を、乗じた率以内で、外部審査委員の審査結果を踏まえて最終的な補助率が決定されます。

### ※企業規模別の補助率

|        |          |                           |
|--------|----------|---------------------------|
| [大企業]  | 1 / 2 以内 | ※ <u>補助対象経費に応じて段階的に低減</u> |
| [中小企業] | 2 / 3 以内 | ※ <u>補助対象経費に応じて段階的に低減</u> |

### ※補助率調整指数

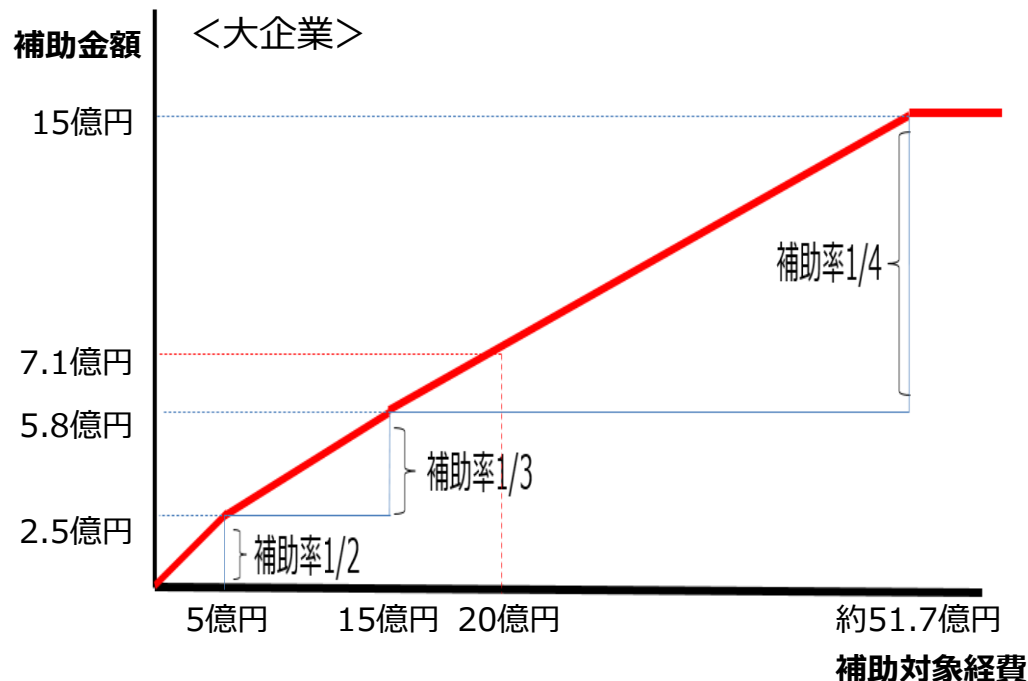
日本ASEANのサプライチェーン強靱化への貢献度合い等を総合評価した5段階  
(A : 100%、B : 80%、C : 60%、D : 40%、E : 20%) の補助率調整指数を決定

採択決定時の補助上限額は、申請時に想定される補助上限額（補助申請額）より、審査結果によって大きく減少する場合があります。

## 2-2. 補助率（大企業の補助金額計算方法）

- 大企業の企業規模別の補助率は、補助対象経費が5億円以下の部分については1/2以内、5億円～15億円の部分は1/3以内、15億円以上の部分は1/4以内となります。

【補助対象経費と補助率のイメージ（補助率調整指数100%の場合）】



【補助金額計算方法の例】

例：大企業が補助対象経費20億円の申請をし、補助率調整指数として60%の適用がなされた場合の補助金額

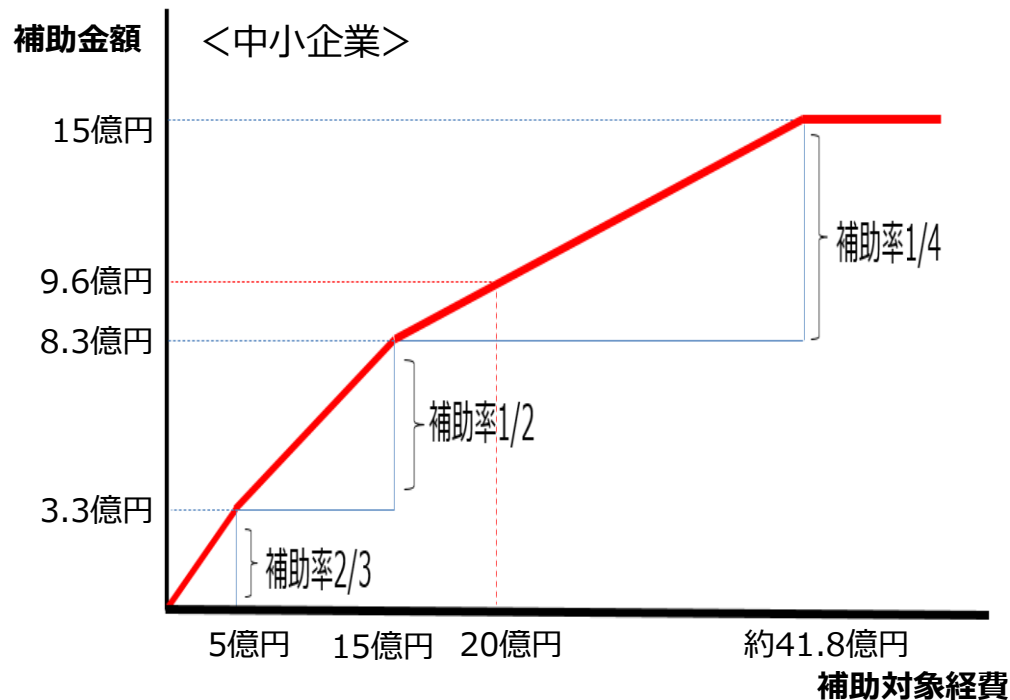
- ① 補助対象経費5億円以下の部分  
 $5\text{億} \times 1/2 = 2.5\text{億円}$
- ② 補助対象経費の5億円～15億円の部分  
 $(15\text{億円} - 5\text{億円}) \times 1/3 = \text{約}3.3\text{億円}$
- ③ 補助対象経費15億円～20億円の部分  
 $(20\text{億円} - 15\text{億円}) \times 1/4 = \text{約}1.3\text{億円}$
- ④ ①～③の合計額約7.1億円に補助率調整指数60%をかける  
 $7.1\text{億} \times 0.6 = \text{約}4.3\text{億円}$

**最終的な補助金額は約4.3億円となる。**

## 2-3. 補助率（中小企業の補助金額計算方法）

- 中小企業の企業規模別の補助率は、補助対象経費が5億円以下の部分については2/3以内、5億円～15億円の部分は1/2以内、15億円以上の部分は1/4以内とする。

【補助対象経費と補助率のイメージ（補助率調整指数100%の場合）】



【補助金額計算方法の例】

例：中小企業が補助対象経費20億円の申請をし、補助率調整指数として60%の適用がなされた場合の補助金額

- ① 補助対象経費5億円以下の部分  
 $5\text{億} \times 2/3 = \text{約}3.3\text{億円}$
- ② 補助対象経費の5億円～15億円の部分  
 $(15\text{億円}-5\text{億円}) \times 1/2 = 5.0\text{億円}$
- ③ 補助対象経費15億円～20億円の部分  
 $(20\text{億円}-15\text{億円}) \times 1/4 = \text{約}1.3\text{億円}$
- ④ ①～③の合計額約9.6億円に補助率調整指数60%をかける  
 $9.6\text{億} \times 0.6 = \text{約}5.8\text{億円}$

**最終的な補助金額は約5.8億円となる。**

## 3－1．中小企業の範囲

- 中小企業の範囲は、基本的に中小企業基本法と同様の以下のとおりです。

### 中小企業の範囲

| 業種                                                 | 資本金又は出資総額 | 従業員数(常勤) |
|----------------------------------------------------|-----------|----------|
| 製造業、建設業、運輸業                                        | 3億円以下     | 300人以下   |
| 卸売業                                                | 1億円以下     | 100人以下   |
| サービス業<br>(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く。)               | 5,000万円以下 | 100人以下   |
| 小売業                                                | 5,000万円以下 | 50人以下    |
| ゴム製品製造業<br>(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。) | 3億円以下     | 900人以下   |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業                                 | 3億円以下     | 300人以下   |
| 旅館業                                                | 5,000万円以下 | 200人以下   |
| その他の業種（上記以外）                                       | 3億円以下     | 300人以下   |

## 3-2. 中小企業の範囲（みなし大企業について）

- 本事業における「みなし大企業」とは、中小企業基本法で定義されている中小企業であっても、大企業として扱われる事業者のことです。
- 中小企業のうち、次の(1)～(7)のいずれかに該当する者は、大企業とみなされます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資金額の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
  - ※ 1 資本金及び従業員数がともに上記表の数字を超える場合、大企業に該当します。（以下を除く。）
    - ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
    - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
  - ※ 2 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。
- (6) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
- (7) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

## 4. 補助対象経費

- 補助対象となる経費は、製造設備の新設・増設に必要な機械装置の購入及び備付け等に係る費用です。なお、土地の取得、建物の建設、建物の撤去に係る費用は対象外です。
- 新設・増設する機械装置等の制作・購入に係る費用以外にも当該機械装置等の資産価格に計上される範囲に限り、改造費や工事費等も対象経費となります。

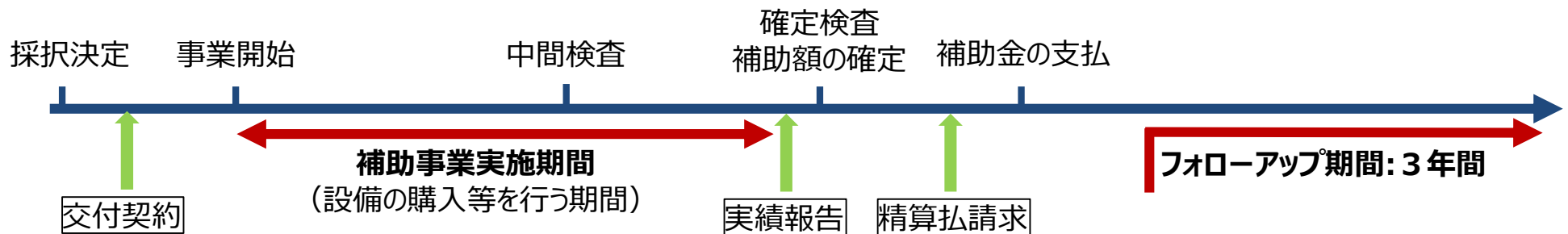
※ 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる必要があります。また、補助交付契約通知の日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限られます。

| 経費区分                                            | 経費項目                                                                                                     |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業費<br><br>原則として海外の<br>事業実施法人で<br>資産計上される経<br>費 | 1. 機械装置等製作・購入費<br>製造ライン等の新設・増設に必要な機械装置、その他ソフトウェアを含む備品の製作、購入及び備付け等に要する経費                                  |
|                                                 | 2. 改造費※<br>機械装置の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）に要する経費<br>※ 機械装置の保守（機能の維持管理等）及び修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費は対象外 |
|                                                 | 3. 土木・建築工事費<br>製造ライン等の新設・増設に必要な土木工事及び運転管理設備等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費                              |

## 5. 補助金支払までのプロセス、フォローアップ

- 補助金は、事業者による支出を確認した後に支払われます。
- 事業計画は、補助事業終了後もフォローアップします。補助金で購入した設備等の管理は、交付規程等に沿って、厳格に行うこととなります。

### 補助事業の流れ



### 事業終了後のフォローアップ項目

- 日ASEANサプライチェーン強靱化への貢献実績（総生産量及び生産拠点国等）の確認

※事業計画と事業終了後の結果に大きな乖離があり、その乖離に合理的な理由がない場合には、交付した補助金の返還を求める可能性があります。

## 6. 留意事項

- 公募開始は本年度 1 月末となる見込みです。
- 申請は、原則、全て電子申請となります。
- 現段階で申請を考えておられる事業者は、事業計画の策定等の準備を進めることが可能です。

### 現段階で準備可能な事項

#### ● 電子申請の準備

申請は、JETRO事務局ホームページ内のオンラインフォームでの受付を予定しています。

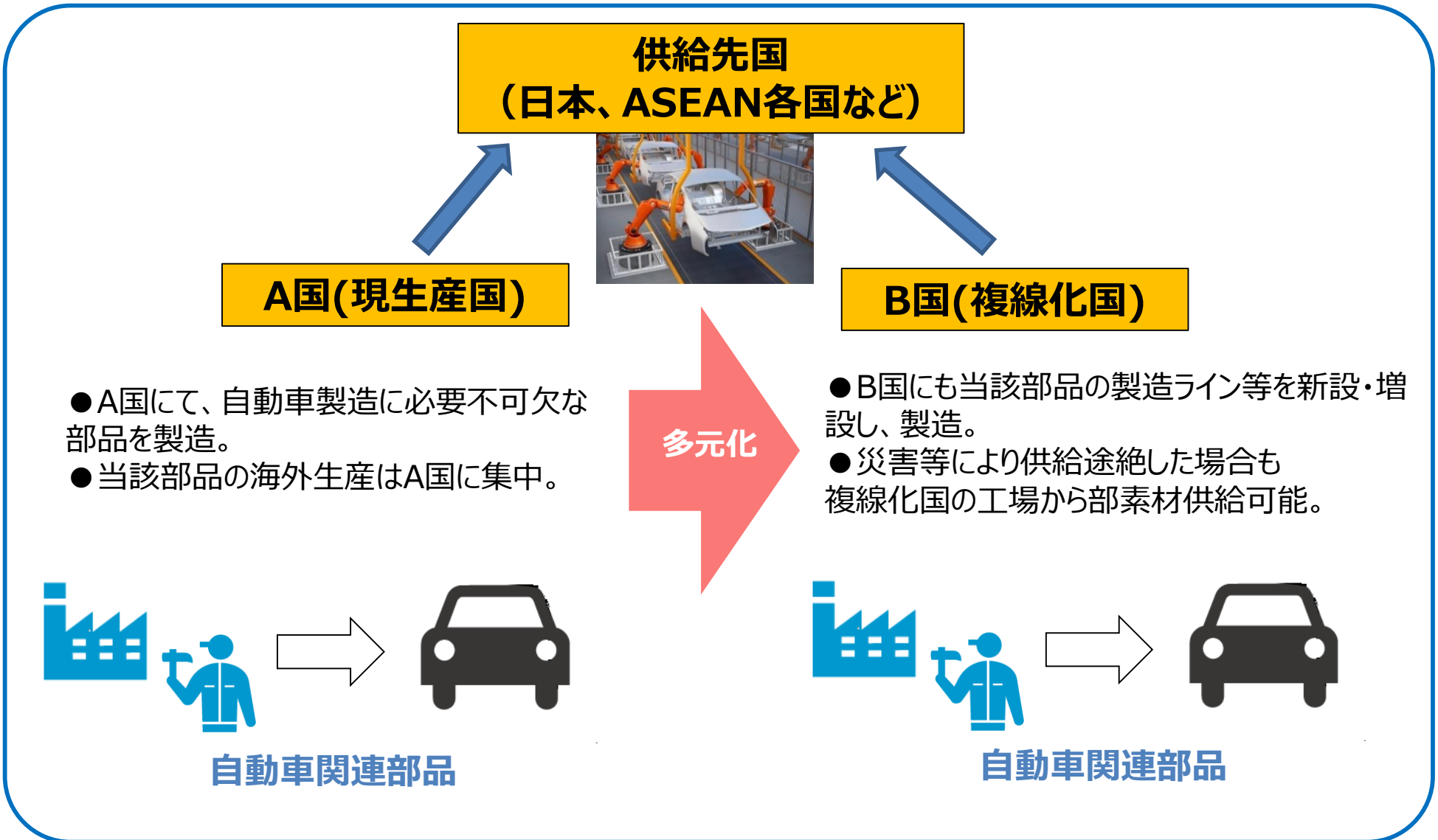
（参考：第四回公募のオンラインフォーム）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/services/supplychain/info-4/naiyou\\_210409.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/services/supplychain/info-4/naiyou_210409.pdf)

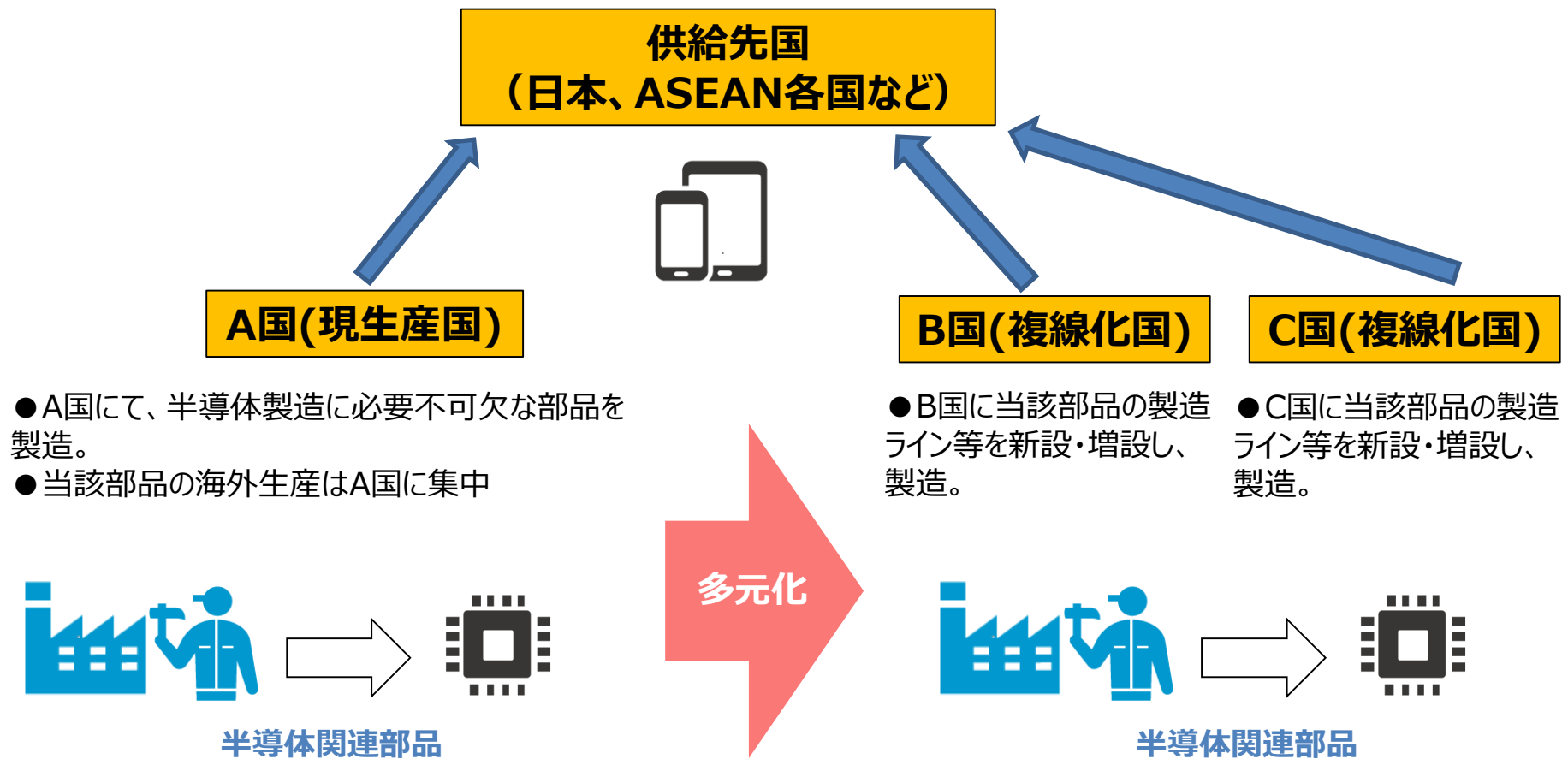
#### ● 事業計画の作成準備

一般に、事業計画の策定には時間がかかります。早めに、実施体制、スケジュール、収支計画、製造する予定の製品・部素材の海外生産割合や一国集中度の算定に必要な根拠資料（各種統計・業界データ・調査報告等）の収集等、準備を進めておくことをお勧めします。

## 7-1. 採択事例 (A国⇒A国+B国の場合)

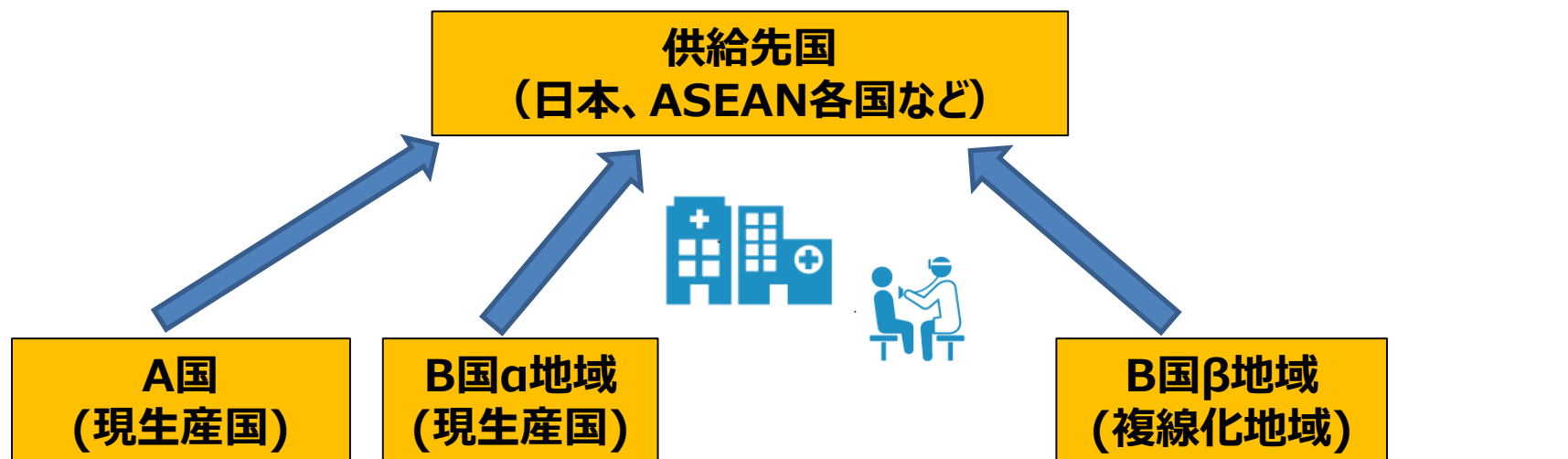


## 7-2. 採択事例 (A国⇒A国+B国+C国の場合)

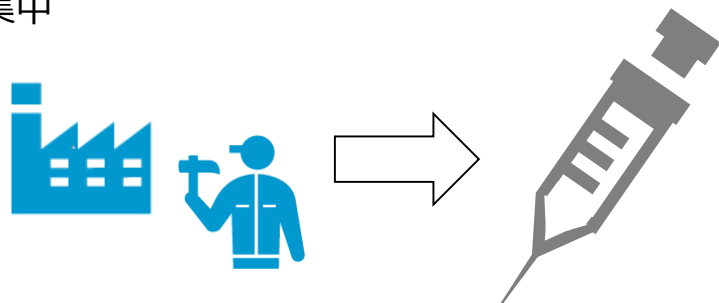


## 7-3. 採択事例

(A国+B国α地域⇒ A国+B国α地域+B国β地域の場合)



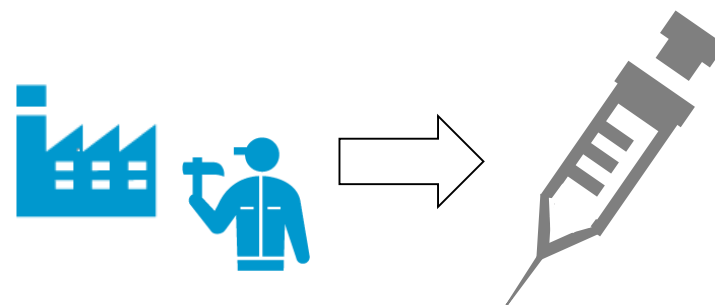
- A国及びB国α地域にて、ワクチン用注射針・シリンジ製造に必要な不可欠な部品を製造
- 当該部品の海外生産はA国及びB国α地域に集中



ワクチン用注射針・シリンジ



- B国β地域にも当該部品の製造ライン等を新設・増設し、製造



ワクチン用注射針・シリンジ

## 8. お問い合わせ先（趣旨・事業全般）

| 所管   | 機関名          | 連絡先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 本事業の<br>趣旨について | 本事業<br>全般について |
|------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------|
| 所管省庁 | 経済産業省        | 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1<br>貿易経済協力局 貿易振興課<br>E-mail : kaigai-supplychain@meti.go.jp                                                                                                                                                                                                                                                                           | ○              |               |
| 事務局  | (独) 日本貿易振興機構 | 〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル 日本貿易振興機構<br>(海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局)<br>問い合わせ先 : <a href="https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bda/sc-contact">https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bda/sc-contact</a><br>03-3582-5410 (9時～12時、13時～17時。土曜日曜祝日を除く。)<br>HP : <a href="https://www.jetro.go.jp/services/supplychain">https://www.jetro.go.jp/services/supplychain</a> |                | ○             |